

關係法令・通知等

<p>身体障害者福祉法（抄） 〔昭和24年12月26日〕 〔法律第283号〕</p>	<p>身体障害者福祉法施行令（抄） 〔昭和25年4月5日〕 〔政令第78号〕</p>	<p>身体障害者福祉法施行規則（抄） 〔昭和25年4月6日〕 〔厚生省令第15号〕</p>	<p>身体障害者福祉法施行細則（抄） 〔昭和34年7月24日〕 〔北海道規則第83号〕</p>
<p>第1章 総則</p> <p>(法の目的) 第1条 この法律は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）と相まって身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(自立への努力及び機会の確保) 第2条 すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。</p> <p>2 すべて身体障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。</p> <p>(国、地方公共団体及び国民の責務) 第3条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護（以下「更生援護」という。）を総合的に実施するように努めなければならない。</p> <p>2 国民は、社会連帯の理念に基づき、身体障害者がその障害を克服し、社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。</p> <p>第1節 定義</p> <p>(身体障害者) 第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。</p> <p>第2章 更生援護 第1節 総則</p> <p>(身体障害者手帳) 第15条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その所在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が15歳に満たないときは、その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号又は第27条の2の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。）が代わつて申請するものとする。</p>	<p>(医師の指定等) 第3条 都道府県知事が法第15条第1項の規定により医師を指定しようとするときは、その医師の同意を得なければならない。</p> <p>2 法第15条第1項の指定を受けた医師は、60日の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。</p> <p>3 法第15条第1項の指定を受けた医師について、その職務を行わせることが不適當であると認められる事由が生じたときは、都道府県知事は、社会福祉法第7条</p>		<p>(趣旨) 第1条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）の施行については、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「政令」という。）及び身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(権限の委任) 第2条 法第37条第1項に規定する費用の負担の決定に関する事務は、総合振興局長及び振興局長（次項において「総合振興局長等」という。）に委任する。</p> <p>2 次に掲げる事務は、総合振興局長等に委任する。 ((1)～(2) … 略)</p> <p>(指定医師の告示) 第4条 知事は、法第15条第1項に規定する医師（以下「指定医師」という。）を指定し、又はその指定を取り消し、若しくは指定医師が指定を辞退したときは、告示するものとする。</p> <p>2 指定医師は、その従業場所を変更したときは、別記第1号様式により、知事に届け出なければならない。</p> <p>3 知事は、前項の規定により届出があつたときは、告示するものとする。</p>

身体障害者福祉法（抄）	身体障害者福祉法施行令（抄）	身体障害者福祉法施行規則（抄）	身体障害者福祉法施行細則（抄）
<p>2 前項の規定により都道府県知事が医師を定めるときは、厚生労働大臣の定めるところに従い、かつ、その指定に当たっては、社会福祉法第7条第1項に規定する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 第1項に規定する医師が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書をつけなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、第1項の申請に基いて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。</p> <p>5 前項に規定する審査の結果、その障害が別表に掲げるものに該当しないと認めるときは、都道府県知事は、理由を附して、その旨を申請者に通知しなければならない。</p> <p>6 身体障害者手帳の交付を受けた者は、身体障害者手帳を譲渡し又は貸与してはならない。</p> <p>7 身体に障害のある15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けた場合において、本人が満15歳に達したとき、又は本人が満15歳に達する以前にその保護者が保護者でなくなつたときは、身体障害者手帳の交付を受けた保護者は、すみやかにこれを本人又は新たな保護者に引き渡さなければならない。</p> <p>8 前項の場合において、本人が満15歳に達する以前に、身体障害者手帳の交付を受けたその保護者が死亡したときは、その者の親族又は同居の縁故者でその身体障害者手帳を所持するものは、すみやかにこれを新たな保護者に引き渡さなければならない。</p> <p>9 前2項の規定により本人又は新たな保護者が身体障害者手帳の引渡を受けたときは、その身体障害者手帳は、本人又は新たな保護者が交付を受けたものとみなす。</p> <p>10 前各項に定めるものの外、身体障害者手帳に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴いて、その指定を取り消すことができる。</p> <p>（身体障害者手帳の申請） 第4条 法第15条第1項の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、市又は福祉事務所を設置する町村の区域内に居住地（居住地を有しないときは、現在地。以下同じ。）を有する者にあつては当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内に居住地を有する者にあつては当該町村長を経由して行わなければならない。</p> <p>（障害の認定） 第5条 都道府県知事は、法第15条第1項の申請があつた場合において、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により地方社会福祉審議会が調査審議を行い、なおその障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるときは、厚生労働大臣に対し、その認定を求めなければならない。</p> <p>3 厚生労働大臣は、前項の規定による認定を求められたときは、これを疾病・障害認定審査会に諮問するものとする。</p> <p>（診査を受けるべき旨の通知） 第6条 都道府県知事は、法第15条第4項の規定により身体障害者手帳を交付する場合において、厚生労働省令で定める基準に従い必要があると認められるときは、身体障害者手帳の交付とともに、理由を付して、その指定する期日に法第17条の2第1項の規定による診査又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条第1項の規定による診査を受けるべき旨を申請者に対し文書をもつて通知しなければならない。この条の規定により法第17条の2第1項の規定による診査又は児童福祉法第19条第1項の規定による診査を受けた場合も同様とする。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により法第17条の2第1項の規定による診査を受けるべき旨を通知したときは当該申請者の居住地の市町村長に、児童福祉法第19条第1項の規定による診査を受けるべき旨を通知したときは当該申請者の居住地を管轄する保健所長に、その旨を通知しなければならない。</p> <p>（市町村長の通知） 第7条 法第17条の2第1項の規定による診査を行つた市町村長又は児童福祉法第19条第1項の規定による診査を行つた保健所長は、当該診査により身体障害者手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたことを認め</p>	<p>（身体障害者手帳の申請） 第2条 法第15条第1項の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。 一 法第15条第1項に規定する医師の診断書 二 法第15条第3項に規定する意見書 三 身体に障害のある者の写真</p> <p>2 前項の申請書の様式は、別表第2号のとおりとする。</p> <p>3 第1項第3号の写真の規格は、別表第3号のとおりとする。</p> <p>（診査を受けるべき旨の通知） 第3条 令第6条第1項の規定による通知は、法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受ける者が次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。 一 発育により、その障害程度に変化が生じることが予想されるとき。 二 進行性の病変による障害を有するとき。 三 更生医療を受けることにより、その障害程度に変化が生じることが予想されるとき。 四 前3号に掲げるもののほか、その障害程度に変化が生じることが予想されるとき。</p>	<p>（同意書） 第5条 政令第3条第1項の同意は、別記第2号様式の同意書によつてしなければならない。</p> <p>（標示） 第6条 指定医師は、別記第3号様式による標示を、受診者の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>（医師の診断書等） 第7条 省令第2条第1項第1号の医師の診断書及び同項第2号の意見書は、別記第4号様式によらなければならない。</p>

身体障害者福祉法（抄）	身体障害者福祉法施行令（抄）	身体障害者福祉法施行規則（抄）	身体障害者福祉法施行細則（抄）
	<p>ときは、その旨を当該身体障害者手帳の交付を受けた者の居住地の都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>（身体障害者手帳の交付の経由等） 第8条 法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付は、その申請を受理した福祉事務所の長又は町村長を経由して行わなければならない。</p> <p>2 市町村の設置する福祉事務所の長又は町村長は、前項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の者（身体に障害のある15歳未満の者については、身体障害者手帳の交付を受けたその保護者とする。以下同じ。）につき、厚生労働省令で定める事項をその居住地を管轄する保健所長に通知しなければならない。</p> <p>（身体障害者手帳交付台帳） 第9条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に居住地を有する身体障害者に係る身体障害者手帳交付台帳を備え、厚生労働省令の定めるところにより、身体障害者手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。</p> <p>2 身体障害者手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一の都道府県の区域内において居住地を移したとき（法第18条第2項の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項若しくは第30条第1項の規定により介護給付費等（同法第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けて同法第5条第1項若しくは第5項の厚生労働省令で定める施設又は同条第12項に規定する障害者支援施設（第4項において「障害者支援施設」という。）に入所したとき及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により入所したときを除く。）は、30日以内に、身体障害者手帳を添えて、その居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p>	<p>（保健所長への通知） 第4条 令第8条第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 氏名、居住地及び生年月日（保護者について通知する場合にあつては、保護者の氏名及び居住地並びに本人の氏名及び生年月日） 二 身体障害者手帳の交付の年月日 三 障害名</p> <p>（身体障害者手帳の記載事項及び様式） 第5条 身体障害者手帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 身体障害者の氏名、本籍、現住所及び生年月日 二 障害名及び障害の級別 三 補装具の交付又は修理に関する事項 四 身体障害者が15歳未満の児童であるときは、その保護者の氏名、続柄及び現住所</p> <p>2 身体障害者手帳の様式は、別表第4号のとおりとする。</p> <p>3 第1項の障害の級別は、別表第5号のとおりとする。</p> <p>（身体障害者手帳交付台帳の記載事項） 第6条 令第9条第1項の規定により身体障害者手帳交付台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 身体障害者手帳の交付番号及び交付年月日 二 身体障害者の氏名、住所及び生年月日 三 身体障害者手帳に記載されている障害名及び障害の級別 四 身体障害者が15歳未満の児童であるときは、その保護者の氏名、住所及び続柄 五 身体障害者手帳の再交付の年月日及び理由</p>	

身体障害者福祉法（抄）	身体障害者福祉法施行令（抄）	身体障害者福祉法施行規則（抄）	身体障害者福祉法施行細則（抄）
	<p>3 前項の規定による届出があつたときは、その福祉事務所の長又は町村長は、その身体障害者手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。</p> <p>4 身体障害者手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地を移したとき（法第18条第2項の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法第29条第1項若しくは第30条第1項の規定により介護給付費等の支給を受けて同法第5条第1項若しくは第5項の厚生労働省令で定める施設又は障害者支援施設に入所したとき及び生活保護法第30条第1項ただし書の規定により入所したときを除く。）は、30日以内に、身体障害者手帳を添えて、新居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該新居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>5 前項の規定による届出があつたときは、その福祉事務所の長又は町村長は、その身体障害者手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。</p> <p>6 都道府県知事は、前項の届出を受理したときは、旧居住地の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。</p> <p>7 都道府県知事は、次に掲げる場合には、身体障害者手帳交付台帳から、その身体障害者手帳に関する記載事項を削除しなければならない。</p> <p>一 法第16条第1項の規定による身体障害者手帳の返還を受けたとき、又は同項の規定による身体障害者手帳の返還がなく、かつ、身体障害者本人が死亡した事実が判明したとき。</p> <p>二 法第16条第2項の規定により身体障害者手帳の返還を命じたとき。</p> <p>三 前項の規定による通知を受けたとき。</p> <p>（身体障害者手帳の再交付）</p> <p>第10条 都道府県知事は、身体障害者手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、若しくは身体障害者手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至つた者又は身体障害者手帳を破り、汚し、若しくは失つた者から身体障害者手帳の再交付の申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者手帳を交付しなければならない。</p> <p>2 前項の申請（身体障害者手帳を破り、汚し、又は失つた者からの申請を除く。）については、第4条の規定を準用する。</p>	<p>（身体障害者手帳の再交付）</p> <p>第7条 身体障害者手帳の交付を受けたときに比較してその障害程度に重大な変化が生じ、又は身体障害者手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至つた者に係る身体障害者手帳の再交付の申請は、第2条の規定を準用する。</p> <p>2 前項に規定する者は、令第10条第1項の規定により身体障害者手帳の再交付を受けたときは、先に交付を受けた身体障害者手帳を都道府県知事に返還しなければならない。</p> <p>第8条 身体障害者手帳を破り、汚し、又は失つた者に係</p>	<p>（身体障害者手帳再交付申請書等）</p> <p>第11条 政令第10条第1項の規定による申請は、別記第10号様式の身体障害者手帳再交付申請書によつてしなければならない。</p> <p>2 法第16条第1項、省令第7条第2項及び第8条第2項の規定による身体障害者手帳の返還は、別記7号様式の身体障害者手帳関係届出書によつてしなければならない。</p>

身体障害者福祉法（抄）	身体障害者福祉法施行令（抄）	身体障害者福祉法施行規則（抄）	身体障害者福祉法施行細則（抄）
<p>(身体障害者手帳の返還)</p> <p>第16条 身体障害者手帳の交付を受けた者又はその者の親族若しくは同居の縁故者でその身体障害者手帳を所持するものは、本人が別表に掲げる障害を有しなくなつたとき、又は死亡したときは、すみやかに身体障害者手帳を都道府県知事に返還しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、次に掲げる場合には、身体障害者手帳の交付を受けた者に対し身体障害者手帳の返還を命ずることができる。</p> <p>一 本人の障害が別表に掲げものに該当しないと認められたとき。</p> <p>二 身体障害者手帳の交付を受けた者が正当な理由がなく、第17条の2第1項の規定による診査又は児童福祉法第19条第1項の規定による診査を拒み、又は忌避したとき。</p> <p>三 身体障害者手帳の交付を受けた者がその身体障害者手帳を他人に譲渡し又は貸与したとき。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定による処分をするには、文書をもつて、その理由を示さなければならない。</p> <p>4 市町村長は、身体障害者につき、第2項各号に掲げる事由があると認めるときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>第17条 前条第2項の規定による処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項の通知は、聴聞の期日の10日前までにしなければならない。</p> <p>別表（第4条、第15条、第16条関係） …… （略）</p>	<p>3 都道府県知事は、第7条の規定による通知により身体障害者手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めるときは、先に交付した身体障害者手帳と引換えに、その者に対し新たな身体障害者手帳を交付することができる。</p> <p>(保健所長への通知)</p> <p>第11条 市町村の設置する福祉事務所の長又は町村長は、第9条の規定により居住地若しくは氏名を変更し、又は第10条第1項若しくは第3項の規定により新たに身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の者につき、その居住地を管轄する保健所長に、速やかにその旨を通知しなければならない。</p> <p>(身体障害者手帳の返還等)</p> <p>第12条 法第16条第1項の規定による身体障害者手帳の返還は、身体障害者手帳の交付を受けた者の居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置していない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して行わなければならない。</p> <p>2 市町村の設置する福祉事務所の長又は町村長は、法第16条第1項の規定による身体障害者手帳の返還がなく、かつ、身体障害者本人が死亡した事実が判明したときは、都道府県知事に、速やかにその旨を通知しなければならない。</p>	<p>る身体障害者手帳の再交付の申請は、申請書に、事由を記載し、破り、又は汚した場合にあつてはその身体障害者手帳を添えて行うものとする。</p> <p>2 身体障害者手帳の再交付を申請した後、失つた身体障害者手帳を発見したときは、速やかにこれを都道府県知事に返還しなければならない。</p> <p>別表 …… （略）</p>	<p>(却下決定通知)</p> <p>第12条 法第15条第5項の規定による身体障害者手帳の交付の申請者への通知は、別記第12号様式の却下決定通知書によつてするものとする。</p> <p>別記様式 …… （略）</p>

関係する主な通知一覧

1 手帳の認定関係

(1) 厚生労働省

- 身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について
（平成15年1月10日付け障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- 身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について
（平成15年1月10日付け障企発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）
- 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について
（平成15年2月27日付け障企発第0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）
- 口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害に関する歯科医師の診断及び意見の取扱いについて
（平成15年1月10日付け障発第0110002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- 身体障害者障害程度の再認定の取扱いについて
（平成12年3月31日付け障第276号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）
- 身体障害者手帳交付事務の適正化等について
（平成20年3月24日付け障企発第0324001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）

(2) 北海道

- 身体障害者福祉法施行細則
（昭和34年7月24日付け北海道規則第83号）
- 身体障害認定基準及び身体障害認定要領について
（平成15年2月28日付け障福第1214号北海道保健福祉部長通知）
- じん臓機能障害に係る認定基準の取扱いについて
（平成15年2月28日付け障福第1217号北海道保健福祉部障害者保健福祉部長通知）
- 北海道身体障害者手帳事務取扱要領について
（平成17年8月1日付け障発第729号北海道保健福祉部障害者保健福祉課長通知）
- 身体障害者手帳交付事務の適正化等について
（平成20年4月8日付け障福第68号北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課長通知）

2 医師の指定関係

(1) 厚生労働省

- 身体障害者福祉法施行規則第3条第1項の規定による医師の指定基準
（昭和29年5月28日付け厚生省告示第140号）
- 身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて
（平成21年12月24日付け障発1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- 聴覚障害に係る指定医の専門性の向上について
（平成27年1月29日付け障企発0129第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）
- 身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて
（平成21年12月24日付け障発1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

(2) 北海道

- 身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定要件について
（昭和62年5月25日付け福祉第373号北海道民生部長通知）
- 口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害に関する歯科医師の指定について
（平成16年6月4日付け障福第461号北海道保健福祉部長通知）
- 身体障害者福祉法第15条に規定する医師等の指定に関する事務取扱要領について
（平成17年12月1日付け障福第1305号北海道保健福祉部障害者保健福祉課長通知）